二 スタジオ利用団体登録と II 使用申込みについて II

スタジオの利用を希望する学生団体の代表者は、「スタジオ利用団体登録用紙」 に記載の諸規定と、「学生団体のスタジオ利用上の特別ルールの変更(緩和)」 を確認の上、メディア工房受付で登録手続きを行ってください。

※学生団体(サークル)がスタジオを利用するには、次の①②の申請ステップが必要です。 尚、申込みの手順が年度の途中で変更となる可能性があります。予めご了承ください。

① スタジオ利用団体登録(初回)

団体としての責任をを持つ代表者の連絡先を、年度の にメディア工房に登録して下さい。(「スタジオ利用団体登録用紙」) 登録は年度内有効です。



登録は団体代表者本人が行なってください(**要学生証**)。 年度の途中で代表者が変わる時は必ずその旨を申し出 てください。

スタジオ利用は**学生課にサークル登録されている団体が対象となります。**学生課への登録も毎年忘れずに行なってください。

② スタジオ使用の申し込み(毎回)

団体メンバーのうち当日スタジオを使用する人が使用責任者となり申請します。申請時(予約時)に「スタジオ施設使用願」に自分の連絡先を記入し、使用開始時に学生証を提示してください。使用終了時は終了報告をしてチェックを受けてください。

